

身延町公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）に関する意見募集の結果について

●意見募集は終了しました。

●令和5年2月10日(金)から2月20日(月)の期間、意見を募集しましたが、要件を満たす方からの提出はありませんでした。

【実施したパブリック(意見募集)の内容は次のとおりでした】

■背景・目的

本町では昭和40年代後半から多くの公共施設等を整備してきました。建築後40年から50年余りが経過した施設は老朽化が進んでおり、今後も安心、安全に公共施設等を利用できるようにしていくには、適切な修繕や改修が必要不可欠です。

今後、公共施設等が大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えることとなりますが、保有する全ての公共施設等を維持管理、更新していくことは極めて困難です。

こうしたことから、長期的視点を持って、総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、平成28年度に「身延町公共施設等総合管理計画」を策定しました（令和元年度一部改訂、令和2年度一部改訂）。

今回、当初の策定から一定の期間が経過したこと、また各種の個別施設計画の策定などを踏まえ全体的な改訂をし「身延町公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）」をまとめましたので、町民の皆様からご意見を次のとおり募集しました。

■公表場所

- ・身延町ホームページ
- ・身延町役場 本庁 財政課
- ・身延町役場 下部支所
- ・身延町役場 身延支所
- ・身延町役場 久那土出張所
- ・身延町役場 古関出張所

■閲覧時間

- ・本庁舎、支所、出張所ともに平日の午前8時30分から午後5時15分まで

■募集期間

- ・令和5年2月10日(金)～令和5年2月20日(月)【必着】

■意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方

- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・町の行う施策等に利害関係を有するもの

※意見提出の際、具体的に要件を満たす方である旨、詳細に必要な事項を記載いただくようお願いいたします。

■ 意見提出方法

- ・意見書用紙に必要な事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。

- ①計画(案)の公表場所窓口へ直接提出
- ②郵送により提出
- ③FAXにより提出（送信先：0556-42-2127）
- ④Eメールにより提出（送信先：zaisei@town.minobu.lg.jp）

■ 提出用紙

- ・「身延町公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）に対する意見書」（別紙）をダウンロードするか、アウトプットしてください。また、公表場所にも用意してあります。

■ 記載要領

1 「住所」、「氏名（ふりがな）」、「電話番号」「年齢」「性別」欄は必ずご記入ください（記載がない場合は、無効となります。）。

なお、住所、氏名、等の個人情報を公表することはありません。

2 「意見・提言の内容」欄は、できるだけ具体的にご記入ください。意見・提言の趣旨が不明なものや、本計画に関する意見でないものについては、意見等として取り扱うことが困難な場合があります。また、類似するご意見等は、まとめて公表することもあります。

■ 意見への対応

寄せられたご意見に対する町の考え方は後日、町ホームページで公表します。（ご意見に対して個別に回答は行いません。）

また、以下に該当するご意見については町の考え方の公表は行いません。

- ・個人又は法人の誹謗・中傷に関するもの
- ・本計画に関連のないもの
- ・意見聴取の対象者でない方からのもの
- ・住所、氏名（ふりがな）、電話番号の記載のないもの
- ・公表することにより、他に重大な影響を与えると実施機関が判断するもの